

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)－④認定のご案内

千代田区では、経済産業大臣が指定した業況の悪化した業種を営んでいる中小企業者へ認定を行っています。この認定を受けることにより、信用保証協会の保証限度額が原則として広がります。

この申請書は、**事業を複数営んでおり指定業種と非指定業種を兼業している**場合、かつ、**業歴3ヶ月以上1年3ヶ月未満**の場合に使用します。

◆認定基準

次の3つの条件に該当する中小企業者

1 区内の中小企業者であること

申請者が法人の場合……区内に本店登記のある方

申請者が個人の場合……区内に主たる事務所のある方

2 経済産業省の指定を受けた業種の事業を営んでいること。

※業種の指定は、期間・業種ごとに細かく定義されています。

3 以下の要件のいずれも満たすこと。対象月は申請月の前月または前々月のいずれかとする。

①最近1か月（対象月）の指定業種の売上高等が、その月の直前3か月間の売上高等の平均と比べて5%以上減少している。

②最近1か月（対象月）の企業全体の売上高等が、その月の直前3か月間の売上高等の平均と比べて5%以上減少している。

③最近1か月（対象月）の指定業種の売上高等が、企業全体の売上高等の5%以上を占めている。

※「売上高等」とは、売上高以外に建設業における完成工事高・受注残高を含みます。

詳しくは、中小企業庁ホームページの「セーフティネット保証制度」をご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

◆申請に必要な書類

1 認定申請書・認定書（各1枚）

2 最近4か月間の試算表（対象月まで）

3 法人事業者：商業登記簿謄本1通（3ヶ月以内に発行されたもの・コピー可）

個人事業者：確定申告書の写し（税務署受付印及び事業所所在地が明記されたページのみ）

※電子申告の方は、メール詳細などの申告の受理が確認できる書類も添付してください。

※上記資料で所在地が千代田区であることが確認できない場合は、代わりに、不動産賃貸借契約書、光熱費の領収書などを組み合わせて2点以上ご提出ください。

4 指定業種を営んでいることがわかる書類（許認可証、製品パンフレット、HPの写し等）

※複数の指定業種を営んでいる場合は、それぞれ書類をご提出ください。

◆申込・問い合わせ先

千代田区役所 商工観光課 経営相談・融資担当

TEL 03-5211-4344

認定権者記載欄

様式第5－（イ）－④

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ－④）（記載例）

令和6年12月 1日

千代田区長 殿

申請者住所 〒102-0074 千代田区九段南1-6-17
名称 及び (株)千代田商事
代表者氏名 代表取締役 千代田太郎
電 話 03-3261-4344

私は、表に記載の中小企業庁のHPで指定業種を確認して、下記のとおり、売上高の減少が生じているため、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

（表）

1234 ○○○製造業	4567 □□□卸売業	6789 △△△サービス業

※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

申請月の前月
又は前々月

記

事業開始年月日 令和5年12月 1日

A：申込時点における最近1か月間の売上高等
（令和6年 11月）

①指定業種の売上高等 810,123 円
②全体の売上高等 1,080,123 円

B：Aの直前3か月間の月平均売上高等
（令和6年 8月 ～ 令和6年 10月）

③ 小数点第2位以下切捨て 売上高等 990,234 円
売上高等 1,201,234 円

(③-①)÷③×100 指定業種の減少率 18.1 %

(④-②)÷④×100 全体の減少率 10.0 %

①÷②×100 最近1か月間の全体に対する指定業種の割合 75.0 %

商工観光課長	商工融資係長	商工融資係員

千代田区長